

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省労働基準局労災管理課）

項 目 名	労災保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	<p>労災保険制度の在り方について、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において検討を行い、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。</p> <p><関係条文></p> <p>労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 12 条の 5 第 2 項及び第 12 条の 6</p> <p>石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 28 条、第 29 条及び第 67 条</p> <p>所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 10 条</p> <p>所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 31 条の 2</p> <p>地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 71 条の 5</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>労災保険の保険給付は、労働災害により、労働者、遺族等の被った損失をてん補し、その保護を図るために必要なものであることから、税法上という「所得」とは性質を異にするものである。よって、これらを標準としては、租税は課せられないこととしている。</p> <p>また、所得税法第10条第1項においては、政令で定める障害者等の350万円以下の預貯金等に係る利子所得等については、所得税を課さないこととされており、所得税法施行令第31条の2第4号においては、労働者災害補償保険法に基づく傷病（補償）等年金等を受けている者について、その対象となっている。</p> <p>今般の女性の労働参加の進展や更なる就労形態の多様化等、労災保険制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、労災保険制度における適用、給付、徴収に係る現代的課題について、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において議論・検討を行う。</p> <p>労災保険制度について、この結果等を踏まえた見直しを予定しており、これに併せて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>労災保険給付として支給を受けた金品は、労働災害によって失われた被災労働者の稼得能力や遺族の被扶養利益の喪失をてん補し、その保護を図るために必要なものであることから、税法上といういわゆる所得とは性質を異にしており、また、見直しの政策効果を高めるためには、併せて税制面の措置を講ずることが必要不可欠である。</p>	
	合理性	<p>基本目標Ⅲ 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策大目標3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること</p> <p>施策目標3-1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと</p> <p>被災労働者の遺族の迅速かつ公正な保護を行うために、女性の労働参加の進展等を反映した労災保険給付を行うことにより、セーフティネット機能の強化を図る。</p>
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	政策体系における政策目的の位置付け	
	政策の達成目標	
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	—	

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	既存の労災保険給付については、労働者災害補償保険法により非課税措置等が適用されており、労災保険給付に係る見直し後の給付についても、同様の取扱いとすることが適当である。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>労災保険給付に係る非課税については、複数事業労働者に係る制度見直しに合わせて令和2年度及び令和3年度に非課税措置等に係る税制改正要望を行った。</p>
-----------------------	--